

資格停止措置について

1. 資格停止措置業者

株式会社電通

株式会社セレスポ

株式会社フジクリエイティブコーポレーション

2. 資格停止措置の期間

令和5年2月22日から令和5年11月21日まで

3. 資格停止措置の理由

令和5年2月8日に、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した業務に係る入札における独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)違反容疑で株式会社電通、株式会社セレスポ及び株式会社フジクリエイティブコーポレーションの役員等が逮捕されたことは、「独立行政法人環境再生保全機構における競争契約参加停止の措置に関する達」別表の措置要件第7号(独占禁止法違反)及び第14号(不正又は不誠実な行為)に該当する。